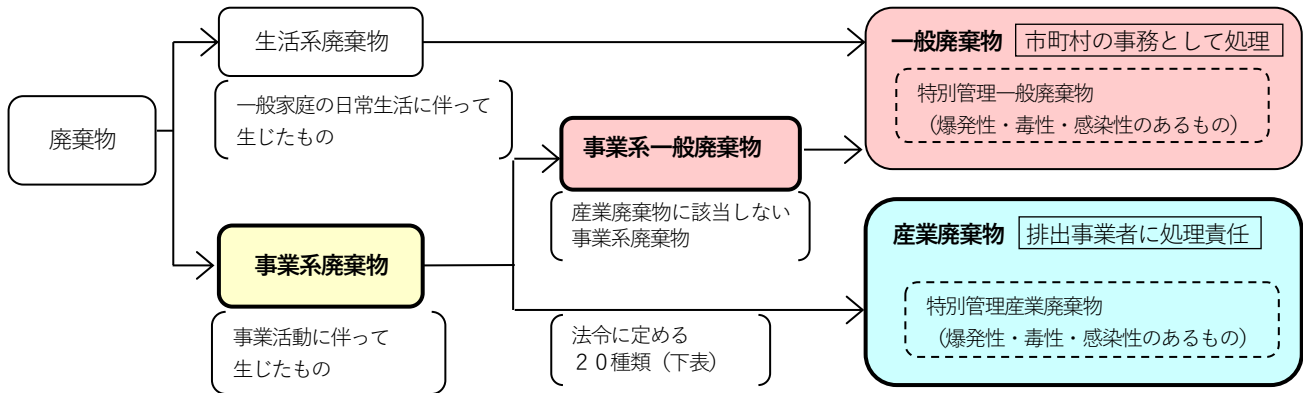


# 産業廃棄物を排出する事業者の方へ

## 産業廃棄物の処理は排出事業者の責任です

### ●廃棄物の区分



産業廃棄物の種類		内 容	
産業廃棄物	すべての業種に共通	1 燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等
		2 汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものの全ての汚泥
		3 廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油
		4 廃酸	全ての酸性廃液
		5 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
		6 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類
		7 ゴムくず	天然ゴムのくず
		8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず
		9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。)
		10 鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鑄物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす
	11 がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片	
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	特定の業種によるもの	13 紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず
		14 木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、貨物物流に使用したパレットの木くず
		15 繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず
		16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
		17 動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内蔵等
		18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
		19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
20		1から19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1から19の産業廃棄物に該当しないもの	
事業系の一般廃棄物 (産業廃棄物以外のもの)		事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ 飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類 卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等	

●爆発性・毒性・感染性のあるものは、別に**特別管理産業廃棄物**に分類されます。

(感染性廃棄物、廃PCB、廃石棉、廃水銀、引火性廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、その他有害物を含むものなど)

次のような廃棄物は、各種のリサイクル法に基づきリサイクルしましょう。

- 使用済み自動車**→自動車リサイクル法に基づき処理が必要です。自動車リサイクルの登録・業者に相談しましょう。
- 使用済み家電**→テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。販売業者に相談しましょう。
- 使用済みパソコン**→産廃処理もできますが、リサイクルが推奨されています。メーカーに相談しましょう。

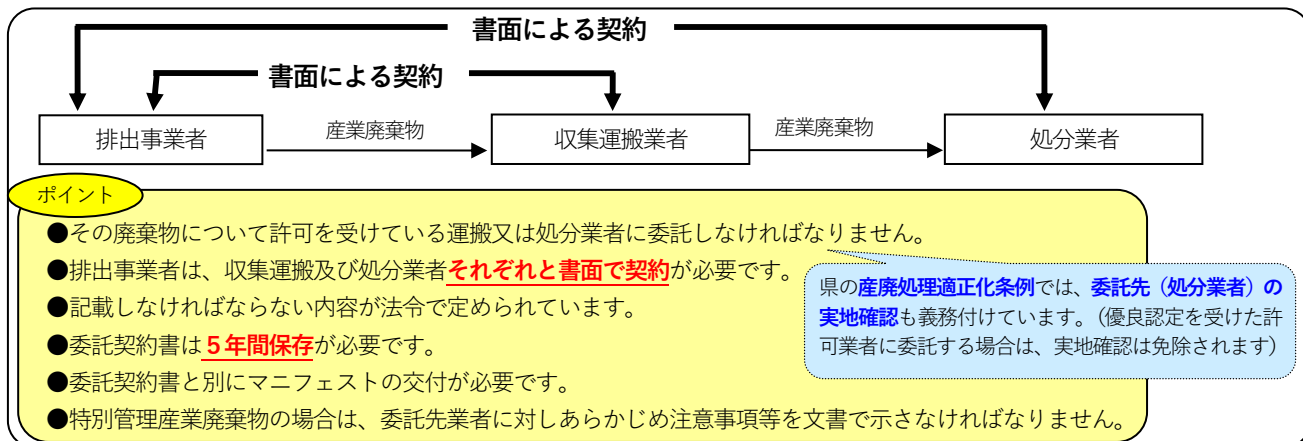
## 排出事業者の責任とは？

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、廃棄物処理法第3条に定められています（排出事業者責任）

- 自ら処理する場合は、法の基準に従い、保管や運搬、処分を行う必要があります。
- 他人に処理を委託する場合は、以下のルールを遵守しなければなりません。

## 委託契約

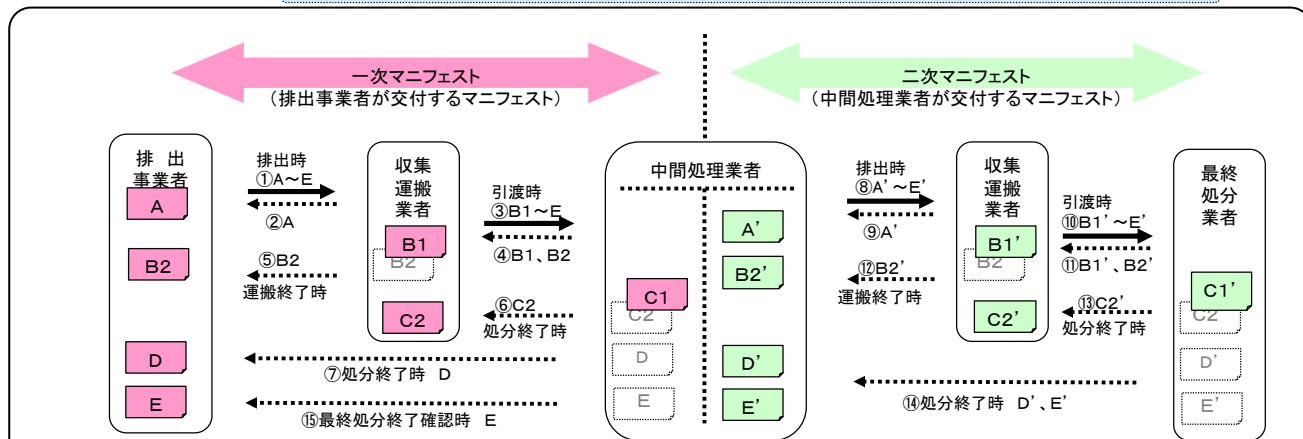
事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準（令第6条の2）」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。



## manifest

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（manifest）により管理しなければなりません。

manifestとは、廃棄物処理法施行規則第8条の2第2項にて様式が定められた複写式伝票です



### ポイント

#### ●manifestの保存義務

排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。

#### ●manifestの確認義務

排出事業者は受託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認します。

#### ●報告の義務

- ①毎年、一年間のmanifest交付状況を県に報告する義務があります。
- ②manifest交付日から90日以内に（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内に）B2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、受託した産業廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じるとともに県に報告する義務があります。

委託した後も、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります！

### おすすめ

#### 電子manifest

manifest制度においては、Webシステムを使用する電子manifestも利用できます。電子manifestを利用した場合、紙の管理票を交付したり、管理票の写しを保存する必要がありません。また、パソコンや携帯電話で簡単に操作できる、manifest票の法定項目の記載漏れがない、偽造される危険性が少ない、毎年の自治体への交付状況報告が必要ない、などのメリットがあります。

## 廃棄物処理 Q&A

### Q1 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

①都道府県等の名簿から探す。

県のホームページで「宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿」を公開していますので、ご利用願います。

また、「優良産廃業者」については、別に名簿を公開していますので、参考にしてください。

また、県ホームページ「みやぎリサイクル事業者ガイド」（循環型社会推進課担当）で、リサイクル業者の名簿も公開していますので、参考にしてください。

②一般社団法人宮城県産業資源循環協会に問い合わせる。

一般社団法人宮城県産業資源循環協会では会員の紹介を行っています。

（一般社団法人宮城県産業資源循環協会 TEL 022-290-3810 URL <http://www.miyagisanpai.or.jp/>）

委託に際しては、排出事業者である皆さんが、許可の内容や処理の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と委託手続をすることになります。

### Q2 委託契約書のひな型はありませんか？

県では、ひな型を示しておりません。公益社団法人全国産業資源循環連合会など各種団体で委託契約書様式や手引書を市販しておりますので、参考にしてください。

（公益社団法人全国産業資源循環連合会 URL <http://www.zensanpairen.or.jp/>）

### Q3 紙マニフェストはどこで購入できますか？

一般社団法人宮城県産業資源循環協会などで取り扱っています。県庁や県の機関では販売しておりません。

### Q4 委託基準やマニフェストのルールを守らなかった場合、罰則を受けることはありますか？

違反の内容によって、5年以下の懲役、若しくは1、000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

(例)	違反行為	罰則
	無許可業者への委託など	5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金又はこの併科
	契約書作成義務違反、許可証の添付漏れ・5年保存義務違反など	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
	マニフェスト伝票の記載・交付義務違反・5年保存義務違反など	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

### Q5 委託業者が不法投棄等を行った場合、排出事業者も責任を問われることがありますか？

排出事業者が十分に排出事業者の責任を全うしていなかった場合、不法投棄を行った行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令対象となるとともに、違反の内容によっては、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

### Q6 リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえ、リサイクルされるものでも、産業廃棄物の処理を行う以上は、処理業者には許可が必要であり、排出事業者はマニフェストを使用する必要があります。

なお、国の広域認定制度で認定を受けた製造業者等によるリサイクルについては、この限りではありません。

### Q7 条例で委託先の確認義務があると聞いたのですが？

県では、[産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（適正化条例）](#)により、排出事業者、産業廃棄物管理責任者の設置や委託先の現地確認義務を定めています。委託先の現地確認は、優良産廃処理業者に委託する場合は免除されます。

### Q8 優良産廃処理業者とはどんなものですか？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度により、認定を受けた産廃処理業者です。

全国の優良産廃処理業者は「優良さんばいナビ」により検索できます。

（優良さんばいナビ URL <http://www3.sanpainet.or.jp/>）

**おすすめ**

## ●メルマガ・さんぱいR

県では、メルマガジン「メルマガ・さんぱいR」により、廃棄物の適正処理に関する情報を配信しておりますので、ぜひ登録をお願いします。

## ●出前講座

廃棄物処理の基本ルールについて県職員が出張して講義を行う「出前講座」を無料で実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

## ◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

担当公所	郵便番号・住所	電 話	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 指導班 不法投棄対策班 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463 022-211-2467 022-211-2648	(事業者指導等について) (不法投棄対策等について) (廃棄物処理業の許可等について)

## ◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)  
〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号

## ◎産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の購入等について

公益社団法人全国産業資源循環連合会 東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 (代)	【宮城県】一般社団法人宮城県産業資源循環協会 仙台市青葉区木町通1-4-15 電話022-290-3810、FAX022-290-0381
--	---

## ◎電子マニフェストについて

JWNET (公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター)  
URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>